

山梨県体育協会 スポーツ医・科学委員会からのお願い

山梨県体育協会 スポーツ医・科学委員会の国体に関わる事業の以下の点につきまして確認、お願いをいたします。

国体参加選手の健康証明について

日本体育協会は国体及びブロック大会の参加資格として「健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。」としています。山梨県体育協会としてはこの条項の対応として選手から「健康診断の結果」を提出していただき、それを本協会スポーツ医・科学委員会所属のスポーツドクターが判定会を開催し、国体及びブロック大会への参加が可能な健康状態であるかを判定しております。

したがって、参加選手の「健康を証明する」のは本委員会ということになります。しかし、実際に競技団体から提出されているものの中には「健康診断書」や「健康証明書」など、「健康であることの証明書」が提出される場合が多く見られます。特に高校生の場合、学校長名で健康証明書が提出されている場合が多く、このような場合、提出側にも責任等の諸問題が生じます。

そこで再度確認として、国体及びブロック大会参加選手につきましては、健康診断の結果、あるいはその内容を記載したもの（「健康診断証明書」「健康診断結果報告書」等）を提出してください。依頼文書につきましてもこの点が明確になるような文章表現にいたします。

なお、この件と個人情報保護法との関わりについてですが、本人が健康診断書あるいはその結果内容が記載されたものを学校に請求し、それを受け取れば問題は生じないと考えられます。